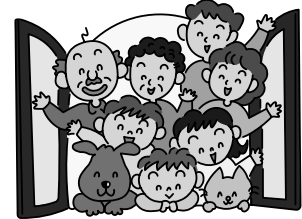


70歳から74歳までの被保険者にかかる 窓口負担が見直しされます



◆見直しの趣旨

70歳から74歳の方(現役並み所得者除く)の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。

平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることになりました。見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

◆見直し内容について

今回の見直しにより、70歳から74歳の方の医療機関での窓口負担については、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から変更され、翌月の5月診療分から2割負担となります。

※医療費の増加を抑制し、国保財政の健全化を図るためには、市民のみなさんの健康づくりが何よりも大切です。日頃からの健康管理を心がけましょう。



◆70歳から74歳の方の窓口負担割合について (平成26年5月以降)

区 分	年 齢	平成26年4月診療分 の一部負担割合	平成26年5月診療分 からの一部負担割合
現役並み所得者世帯 (※1)以外に属する方	昭和19年4月1日以前	1割 (特例措置)	1割 (特例措置)
	昭和19年4月2日以降	3割	2割
現役並み所得者世帯 (※1)に属する方	昭和19年4月1日以前	3割	3割
	昭和19年4月2日以降		

※1 同一世帯に一定所得以上(市民税の課税所得が145万円以上)の70歳から74歳の被保険者がいる世帯。

※ 後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がい認定を受けた方は除きます。

お問い合わせ 市民部 保険課 (近江庁舎) 152-6922 552-8730